

JAL 争議は新たな局面に ～支える会は全面解決まで支援していきます～



2022年8月11日羽田アップール行動

支える会

発行責任者
柚木康子大田区羽田3-3-15
デラモタワー202
TEL.03 (6423) 7878メール
sasaerukai@lemon.plala.or.jp

支える会にご賛同頂いている皆様、ご無沙汰しています。7月の通信では、現状を報告し、6月より2月にさかのぼって闘争支援を再開することを報告しました。6月、8月、10月と3回にわたり、2月から9月末までの活動助成を、CCU争議団、乗員争議団、JHU争議団にお届けすることができました。活動助成は各グループから活動費報告を頂き、比例配分を行いました。本年2月以降、支える会からの賛同継続のお願いもお届けしてない中、7月通信送付後には450人の皆さんから会費の振り込みを頂きました。あらためて感謝申し上げます。

乗員組合(JFU)と キャビンクルーユニ オン(CCU)の2 組合は争議終結

さてJAL争議は7月に入り、CCUが7月14日に会社提案に合意、乗員組合は7月22日の組合大会で会社提案を合意し、7月29日に会社と協定書ないし合意書の締結となりました。7月31日には両組合で「整理解雇問題解決に関するJFU/CCU共同声明」が発せられ、支える会

にも届きました(別紙ご参照ください)。

JHU並びに乗員争議 団は闘いを継続

一方、JHU(JAL被解雇者労働組合)とJFUを大会前に脱退した乗員争議団は納得のいく解決を求めて闘いを継続しています。御巣鷹山の事故から37年目となる前日8月11日には乗員争議団の参加も受け、羽田空港において争議の全面解決を求めるアップール行動を行いました。

国民支援共闘会議は 解散に

JAL不当解雇撤回国民支援共闘会議は、2労組の終結JHUと乗員争議団の闘争継続をうけて、10月6日開催した支援共闘幹事会で、①JAL不当解雇撤回支援共闘の解散を総会に提案する。②争議を継続する原告の支援については、新たに支援体制を構築する方がより力を発揮する体制が築けると考える。また新たな支援体制の在り方等については、各団体の判断にゆだねること

が現実的かつ妥当な対応と考える。

③JAL不当解雇撤回支援共闘以降の運動を振り返り、争議の「まとめ」(到達点と残る課題等)を行う。

を確認して11月2日の総会開催を決定しました。

総会では、「いずれの選択も理解し尊重すべきものと考える」、「165名の不当解雇撤回争議を全面解決するまでに至らなかったことは痛恨だが、主たる責任が日本航空と政府にあることは改めて指摘しておきたい」とし

1. 支援共闘会議の解散
2. 11期(2020年12月1日～2022年9月30日)決算
3. 剰余金の処分案
以上の議案を確認しました。

JAL闘争を支える会 は争議解決に向け闘う 被解雇者への支援を継続

支える会は支援共闘の動きを見つつ、闘いを継続する被解雇者を支援するという会の設立趣旨に則り、引き続き活動することを確認してきました。10月28日の運営委員会で

は支える会事務局体制、運営委員の交代を早急にはかると、通信の発行を確認しました。なお、同日の運営委員会で支援共闘の津恵事務局長、客乗争議団の内田元団長他より、争議支援に対し報告とお礼を受けました。

引き続き支える会へ賛同と会員の継続、拡大を心から呼びかけます

闘いを継続しているメンバーは35名です。今闘いを継続す

私たちは新たなステージで闘いを継続します

日本航空乗員組合（JFU）とキャビンクルーユニオン（CCU）は、7月29日に「協定書」（JFU）と「合意書」（CCU）をそれぞれ締結、11年7カ月に及ぶ両労組の闘いに終止符が打たれました。

両労組の闘いは終結したものの、昨年末にCCU所属の被解雇者組合員19名が執行部方針に反対してJHUに加入、またJFU所属

る争議団を応援しようと「JAL争議の早期全面解決をめざす実行委員会」が立ち上がり、各地での運動も始まり、12月8日には「JAL争議の早期全面解決をめざす12・8総決起集会」（文京区民センター3A会議室）が呼びかけられています。関東地域の皆さんぜひご参加ください。

支える会の会員の皆様には、引き続き支える会会員としての継続と会員拡大へのご協力をお願い致します。2011

の被解雇者組合員16名が、7月22日の臨時大会前日に組合脱退届を提出するなど、今回の2労組の争議終結が被解雇者の総意に基づく解決とはなっていない。

JAL被解雇者労働組合（JHU）は、昨年4月の結成直後から両労組に連携を呼び掛けてきました。また今回の解決案についても、意見交換を呼びかけましたが、両労組は「JHUとは共闘しない」との方針を持ち、残念ながらJHUとの意見交換は一切行われませんでした。

年11月にJAL闘争ささえる会が発足して11年目となり、2月以降個々に会員継続のお願いをお送りできませんでしたので、7月以降にすでに振り込みを頂いた方々を除き、11月を切り替え月として改めて会費納入の振り込みをよろしくお願い致します。

事務局長 柚木康子

支える会の皆様 お知らせの方向に 支援の呼びかけをお願いします。

両労組と会社との合意内容には「再雇用施策」の名目での『業務委託契約』があります。これは「雇用によらない働き方」であり、「働き方改革」の名で政府・財界が企図している政策を先取りするものです。「雇用によらない働き方」は、労働基準法や最低賃金法など労働関連法が適用されず、使用者が責任を負わない自己責任の働き方です。これには「格差と貧困」の拡大に繋がることからナショナルセンターなど、労働団体が反対を表明しています。

雇用契約を一方的に破棄された被解雇者に対して、雇用によらない働き方の提供では権利の回復とは言えません。また、2016年9月に最高裁で断罪された不当労働行為事件については全く言及していません。そもそも解雇の狙いは「モノ言う労働者の排除」と「労働組合の弱体化」にあります。世界の航空業界に例のないベテラン乗務員の解雇は経験軽視の表れで空の安全に逆行するものです。

JAL不当解雇撤回争議団が闘いを継続できたのは、「支える会」の皆様や支援



JAL不当解雇撤回争議団 新役員紹介

団 長	鈴木 圭子	団 長	近 村 一 也
副 団 長	小 栗 純 子	副 団 長	和 波 宏 明
事務局 長	宝地戸 百合子	副 団 長	谷 口 正 明
		事務局 長	斉 藤 晃

全面解決まで頑張ります！

団体など多くの方々から物心両面の支援があったからです。私たちの闘いは、「労働者の権利」を守る闘いであり、「空の安全」に繋がるものです。私たちは納得できる回答を目指して引き続き闘いを継続させます。引き続きご支援を賜りますようお願い致します。

JAL被解雇者労働組合
委員長 山口宏弥

会社都合の解雇は

ゴメンだ！

2010年12月に解雇予告通知が届いたとき、当時の人員削減計画は2010年度末つまり2011年3月31日時点での達成目標でした。当時その目標との関係は一切説明されず、面接ではただ「あなたの活躍の場は無い」と言われただけでした。解雇された当時の営業利益は2010年度の目標641億円を大きく上回る1580億円の利益を上げており、稲盛会長(当時)の言葉を借りるまでもなく必要のない解雇が強行されたと思っています。

さらにその裏では、組合



の争議権投票に介入するという違法行為まで行われていたのです。

その結果私は日本航空という企業の都合のみによって、強制的に自分の人生設計を変えさせられました。当時子供達は大学2年生と高校3年生、家のローンも残った状態でした。

上の子の成人式、下の子の大学入学時、自分は無職という情けなさは今でも忘れられません。

こんな理不尽を許さないためには闘わざるを得ませんが、まずは生活を安定させなければそれも叶わないと考え、収入の糧を得ることをまず考えました。幸い拾ってくれる企業があったので、子供たちは二人とも大学を卒業、ローンの返済も終わりました。

自分の人生は自分で決めていいはずですが、そのために憲法には主権者国民の権利が保障されているのではないのでしょうか。だからこそ企業の都合で、強制的に解雇することには高いハードルがあるはずで、日本航空が強行したようなことがまかり通って、企業が必要

写真で見る争議団の闘い



JHU争議団と乗員争議団は、8月以降も納得いく解決まで闘うと、各地で様々な取り組みを行って来ました。

以下写真で報告します。

たとえば何でもできるなどということになったら私たち労働者はたまりません。その後2014年度まで凍結されていたパイロット要員の採用も2015年度から再開され、まだ現役世代として復帰できるパイロットの被解雇者もいる中で、一人も原職復帰が叶わないなどということは到底認められません。

私にとってこの闘いは2010年12月31日に踏みこじられた人権を取り戻すことだと思っています。会社都合に自分を当てはめるのは二度とごめんです。このままでは終われません。

乗員争議団団長 近村一也

解決案提示でも不当労働行為

東京都労働委員会ではJALと国土交通省の団体交渉拒否でこれまでそれぞれ11回と3回のこの調査が行われています。

11月10日には6月のJALからの解決案(業務委託による業務の提供)の提示時期や内容が乗員組合とキャビンクルーユニオン2労組と全く異なる扱いをし、差別をしてきたことから、東京都労働委員会に対し、会社の行為は、併存組合下の使用者として求められる中立保持義務、平等取扱い義務に違反し、労働組合法第7条3号の支配介入に該当するとして、不当労働行為救済命令を求めて改めて申し立てを行い、その後記者会見を行いました。



8月12日 松山空港宣伝行動



8月12日 岡山空港宣伝行動





9月18日 京都・大手筋商店街宣伝



9月18日 大阪駅宣伝



9月15日 東京地評争議支援行動



10月24日 横浜駅宣伝行動



9月29日 高田駅前宣伝行動



9月24日 ツーリズムジャパン行動



11月2日 団体交渉、ビル前宣伝行動



10月26日 東京総行動本社前行動



10月25日 有楽町マリオン前宣伝行動



11月11日 国交省前宣伝行動



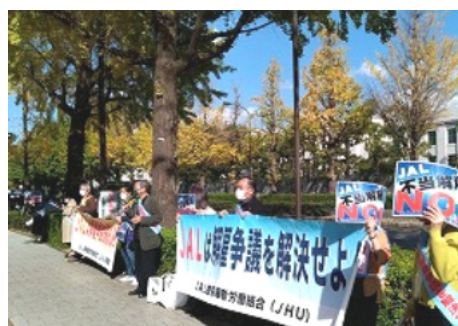
11月7日 浦和駅東口宣伝行動



11月7日 JALプラザ前宣伝行動



11月22日 東京北部決起集会



11月18日 国会前宣伝行動



11月14日 本社前宣伝行動

整理解雇問題解決に関する JFU/CCU 共同声明

2010 年 1 月 19 日、日本航空は経営破綻し、同年 12 月 31 日、運航乗務員 81 名、客室乗務員 84 名（計 165 名）の整理解雇が強行されました。

日本航空乗員組合（JFU）と日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）は、被解雇者の方々が地位確認（解雇無効）を求めて提訴した裁判を全面的に支援しました。地位確認裁判では敗訴となりましたが、ほぼ同時に行われた不当労働行為裁判においては、解雇に至る過程で会社が両組合への争議権投票に介入した事実が認められ、組合側の勝訴となりました。裁判終結後、解雇問題の解決は二労組（JFU/CCU）による会社との話し合いに委ねられました。二労組は、ILO 結社の自由委員会へ救済の申し立てを行うとともに、「日本航空の不当解雇撤回をめぐす国民支援共闘会議」をはじめとする全国的な支援、国内外の航空の仲間の支援を受け、原告団と共に 11 年半を超える様々な取り組みを進めてきました。

2018 年 5 月には、労務方針の変更が発表され「整理解雇問題の解決に踏み出す」との会社発言に至りました。この背景には、全国に広まる支援団体の活動や、4 回に亘る ILO 勧告が大きく会社の背中を押したことは間違いありません。会社は「雇用で解決を目指す」として再雇用施策（地上職としての職場復帰）が推し進められてきました。その結果、二労組から合わせて 8 名の被解雇者の方々が地上職への復職を果たしています。

2022 年 6 月 23 日および 24 日に会社から希望者全員への業務委託契約とともに、解雇問題解決に関する協定書・合意書が提案されました。二労組はそれぞれ被解雇者組合員を始めとする組合員の意見を集約し、執行委員会で合意方針を決定、組合大会での確認をいたしました。

「整理解雇問題解決に関する協定書・合意書」の内容は以下の通りです。

- ✧ 11 年に亘り労使双方の懸案事項となっていた整理解雇問題の解決を通じて労使関係の信頼関係の正常化に努力する。
- ✧ 健全な労使関係の安定化が「安全運航の基盤」のひとつであることを確認する。
- ✧ この解雇が社内外に与えた影響の大きさを十分に認識するとともに、今後二度と整理解雇が生じることがないように、経営の安定化に向けて努力する。
- ✧ 被解雇者組合員に対し、希望者全員を対象とした業務機会の提供を行う

労使関係の正常化に向けての確認事項は、二労組の要求に応える内容となっており、また、被解雇者組合員全員を対象とした業務機会の提供も、被解雇者組合員に前向きに受け止められる回答と評価するに至りました。

2022 年 7 月 29 日、二労組と会社は、「整理解雇問題解決に関する協定書」（JFU）・「整理解雇問題解決に関する合意書」（CCU）に調印し、整理解雇問題を解決し、争議を終結することとなりました。調印にあたっては、赤坂社長から被解雇者一人ひとりに宛てた名誉回復をはかるレターが二労組代表に手渡されました。

争議終結により整理解雇を巡る労使間の紛争状態は解消されますが、二労組が整理解雇を容認したということではありません。協定書・合意書には、「会社は今後二度と整理解雇が生じることがないように、経営の安定化に向けて努力する。」と謳われており、二労組の雇用を守る取り組みに

はいささかの変化ありません。コロナ禍等で業績が悪化する中、日本航空で雇用が確保され続けたことも、これまでの整理解雇問題への取り組みの成果と言えます。

解決に至るまで、ほんとうに長く苦しい闘いとなりました。労働者として最大の犠牲を強いられた被解雇者の皆様とご家族のはかりしれない経済的かつ心理的負担、苦悩と苦渋をもたらした日々は 11 年 7 ヶ月の長きに及びました。 解雇という、労働者として、人として、物心両面に於いて非常に厳しい状況に置かれながら、粘り強くあらゆる取り組みを行い、現役の雇用確保にも心を寄せ続けてきた被解雇者の方々に対し、二労組として改めて敬意を表します。

この争議解決の日を迎えることができたのは、多くの組織や個人の方々からの温かく心強い支援に勇気づけられてきたからに他なりません。これまで厚いご支援を頂いた皆さまに、二労組より心からの感謝を申し上げますとともに、ここに整理解雇争議の終結を表明いたします。

2022 年 7 月 31 日

日本航空乗員組合

日本航空キャビンクルーユニオン